

令和5年度 公益財団法人岐阜県国際交流センター 事業計画書

I 基本方針

平成24年4月に公益財団法人に移行し、県レベルの国際化を推進する地域国際化協会として、また、県の外郭団体として、公益法人の役割と責務を自覚し、県民、地域に信頼されるセンターとなる必要がある。

昨年（令和4年3月）、岐阜県は在住外国人を取り巻く環境の変化や、新たな課題などに対応するため、「岐阜県多文化共生推進基本方針」を改訂した。当センターにおいては、改訂された基本方針に基づき、外国人県民のための一元的相談窓口である岐阜県在住外国人相談センターを中心に、新型コロナウイルス感染症や新たな在留資格「特定技能」の創設に伴う対応など、「多文化共生」と「外国人材活躍」の両面から外国人県民が自立・活躍できる環境と体制の整備に向けて取り組んでいく。

また、平成29年度の県の事務事業見直し方針、外郭団体の事業実施体制の見直しの中で、当センターについては、国際交流事業の拡充が打ち出されたことを受け、県との協力・友好関係が進展している諸外国との民間レベルの交流促進に取り組んでいる。しかし、近年、コロナ禍でZoom等DXを活用した国際交流が急速に進展していること、また、従来型の交流に加え、ビジネス交流や学術交流など多様な分野での交流が活発化していること、県内で知識や技術を学び帰国後活躍している留学生や技能実習生等との交流継続が期待されることから、岐阜県にゆかりのある人々との繋がりを大切に、多角的な国際交流を推進していく。

今後も県の施策に呼応して本県の中核的な国際交流拠点として、さらに県民の国際理解を増進するとともに、国際化推進のための環境づくりを行い、県民主体の多文化共生や国際交流・国際協力活動を促進し、文化や考え方の多様性が尊重され、安心して暮らせる多文化共生社会を構築するための事業を積極的に展開する。

なお、当センターの財政・運営環境は、改善傾向にあるものの、公益法人として、公益目的事業を適正に実施するため、中長期を見据えた経営基盤の強化・充実と業務の効率化を図ることが必要であり、様々な団体等との役割分担を再確認し、持続可能な組織運営体制のもとで、関係機関等との連携・協働を一層深め、広域的、モデル的な事業を中心に効果的に進めることとする。

II 重点目標

1 多文化共生の地域づくり

外国人県民への日本での生活設計に向けた支援、外国人相談員の相談対応による問題解決等により、外国人県民が地域社会の一員として活躍できる環境づくりを進める。

2 地域の国際化推進のための環境づくり

地域に根ざした国際交流・多文化共生拠点として、行政、市町国際交流協会、NPO等民間団体、地域住民と連携し、外国人県民や関係団体への情報発信や活動の場の提供を行う。また、県が推進する国際交流推進施策と連動し、民間レベルの国際交流の推進に取り組んでいく。

3 ボランティア・民間団体の活動促進

医療や災害などの広域的かつ緊急的課題に対応するボランティアの研修や、民間団体の実施事業への助成等を通じて、県民や民間団体の主体的な取組み支援、活動の活性化を図り、外国人県民が安心・安全に暮らせる環境づくりを推進する。

4 経営基盤の整備

収益改善に向けた事業展開、賛助会員の拡大、広告掲載等により経営基盤の強化を図る。

Ⅲ 事業計画

多文化共生の地域づくり

1 在住外国人支援事業【5,086千円】

(1) 外国人の保護者向け生活設計支援事業

外国人の保護者に対して、定住を前提とした日本の教育制度、就労環境等を理解した上で生活設計をしてもらえるよう、新たに外国人学校を対象校に加え、ライフプラン講座を開催する。また、子どもの将来や進学、老後を見据え必要な情報をホームページや冊子等により幅広く周知する。

- ・日本の教育制度、教育費
- ・日本で生活するうえで必要な費用、社会保障制度、正社員と非正規社員等雇用形態の違い等

(2) 外国人児童・生徒キャリア教育支援事業

より早い段階から進路選択の幅を広げ、将来の具体的なキャリアビジョンを描いてもらうため、外国人児童生徒を対象に、仕事のやりがい及び日本で長く働くために必要な情報の提供や、ものづくりの実技・実習体験講座を関係機関と連携して開催する。

(3) 外国人防災対策事業

災害時に市町村が発令する避難情報、河川情報等を外国人県民に提供するため、県と連携し、6言語（やさしい日本語、英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語）に翻訳し、センターのフェイスブック等で発信するとともに、翻訳情報を市町村登録メールに配信する「災害情報多言語自動発信システム」を運用する。

また、外国人県民に災害時の自助力を高めるための講座をブラジル人学校などで実施し、防災・減災意識の高揚を図る。

2 外国人相談員配置事業【20,614千円】

(1) 岐阜県在住外国人相談センター・相談事業

外国人県民が日常生活で直面している様々な問題の解決に向けて、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語の堪能な相談員を配置し、相談や助言、行政情報の翻訳などによる情報提供を行う。さらに、その他の言語に対応すべく、14言語の電話通訳サービスを導入し、県機関や市町村等における外国人とのコミュニ

ケーションを電話でサポートするほか、在住外国人からよくある質問及びその回答を事例毎にまとめ、多言語で提供するなどホームページのコンテンツを拡充する。

また、新型コロナウイルス感染症への対応強化として設置した「COVID-19 外国語相談センター」の機能を維持するとともに、多種・多様な相談に対応するため、「名古屋出入国在留管理局職員による相談会」、「行政書士相談」、「カウンセラー（こころの）相談」、「弁護士による法律相談」など専門家と連携した相談を実施する。このほか、新たに相談員不在市町村等での出張相談会の開催や、ヤングケアラーなど新たな相談事例に対応するため、専門人材のリスト化、各種支援機関との連携調整を行う。

（２）外国人相談員等ネットワーク会議

県内のメイン相談機関としての役割を担うため、外国人県民を取り巻く多様な相談への対応や、相談体制の連携・強化を図るため、情報共有、意見交換、勉強会等を行う外国人相談員等ネットワーク会議を開催する。

3 日本語指導者育成支援事業【11,619千円】

（１）外国人の子どもの日本語支援者育成研修

外国人児童生徒に適切な日本語学習支援ができるよう、子どもへの日本語指導法や支援の心構え等を学ぶ研修を実施し、地域における外国人の子どもの日本語学習支援者の育成、確保を図る。

- ・対象：日本語教室の学習支援者、学校の日本語指導者・適応指導員等
- ・内容：子どもへの効果的な日本語指導方法、子ども支援に必要な心構えや知識

（２）日本語教室連絡会議・研修会

県内の日本語教室を活性化し、岐阜県における日本語教育の体制整備を図るため、連絡会議又は研修会を開催する。

- ・対象：日本語教室代表者・学習支援者、市町村・市町国際交流協会職員等
- ・内容：日本語教室の活動報告及び課題の共有、情報交換、日本語教室活動のヒントとなる研修等

（３）地域日本語教育アドバイザーの派遣

主に市町国際交流協会や地域のボランティア団体が実施する地域日本語教室へ、日本語教育専門家を派遣し、教室の運営や指導方法等、各日本語教室が抱える課題解決を図る。

（４）在住外国人向け日本語教育全般に係る事業

① 日本語教育人材育成研修

地域における日本語教育の担い手として「地域日本語教育コーディネーター」と「日本語指導者」を育成するための研修会を実施する。

- ・対象：地域日本語教室で日本語教室の運営や日本語指導に従事している方
日本語教育機関（大学・日本語学校等）で日本語教師として従事している方
- ・内容：地域の日本語教室に求められる役割、運営、関係機関との連携、「生活者としての外国人」に対する日本語教育に必要な知識と技術

② 日本語教育学習支援者講習会

地域における日本語教育の担い手として「ボランティア人材」を発掘・育成を図ることを目的に、講習会を実施する。

- ・対象：地域日本語教室で活動している、あるいは活動を希望するボランティアの方
- ・内容：地域日本語教室の学習支援者として必要な資質、心構え、能力等

③ 地域日本語教育コーディネーターの派遣

主に市町村や企業が実施する日本語教室へ、日本語教育に関する識見を有し、地域の日本語教室活動の実績を有する“地域日本語教育コーディネーター”を派遣し、教室の運営等の助言を行う。

④ 日本語学習サイトの運営

外国人県民が地域の日本語教室に関する情報などを容易に検索できる「ぎふ日本語学習サイト」を6言語（やさしい日本語、英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語）で運営し、日本語教育に関する情報を適切に発信する。

地域の国際化推進のための環境づくり

1 情報サービス事業【6,047千円】

（1）交流サロン運営事業

日本人県民と外国人県民の交流、情報提供や相談の場及び個人や国際関係団体の活動支援の場として交流サロンを設置し、各種サービスの充実を図る。

- ・日本語教材や図書資料の閲覧、国旗、会議室の貸出、メッセージボードの運営
- ・国際交流・国際協力や国際理解に関する相談
- ・県・市町村の行政情報等の多言語翻訳・通訳の実施
- ・外国語講座、外国文化紹介を行う多文化共生サロンの開催、国際交流員による国際理解講座への講師派遣

（2）情報提供事業

センターや国際関係団体等の取組み等、国際交流や多文化共生に関する情報を幅広く県民に提供し、また、外国人県民に母語で生活に役立つ行政関連情報等を多言語で提供するため、刊行物の発行やホームページ等を通じて発信する。

① 情報誌「世界はひとつ」の発行

- ・内 容：国際関係団体の取組み、外国人の生活情報、国際交流イベント情報等を紹介
- ・発行部数：年3回、各3,000部（ホームページにも掲載）
- ・掲載言語：日本語、英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語

② 「国際交流の窓」の発行

- ・内 容：県、市町村、教育機関及び国際関係団体の連絡先や実施事業等を紹介
- ・発行部数：ホームページの掲載を基本とし、調査協力団体等のみ印刷物を送付

③ ホームページ及びフェイスブック等による情報提供

セキュリティ強化を行った上で、ホームページ及びフェイスブックを積極的に活用し、当センター及び他団体の取り組み、生活関連情報、イベント情報、県政情報等を多言語で情報発信する。

- ・掲載言語：日本語、英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語

2 国際交流・協力事業【23,686千円】

(1) 国際交流促進事業

リトアニアやフランス等、県がこれまで推進してきた諸外国との交流・連携をさらに深化・拡充させるため、県や国際交流団体、海外県人会等と連携して、ビジネスや学術など多種多様な分野における草の根レベルでの国際交流促進に取り組む。また、今年は、中国江西省との友好提携や南米県人会の創立等の節目を迎える年にあたることから、それらの国との交流を県民に広く周知し、双方の魅力をPRする展示会等の各種イベントを開催する。

(2) ハローギフ・ハローワールド開催事業

国際交流の啓発や国際理解の推進、日本人と外国人県民の交流促進のため、本県に活動拠点を置く国際交流・国際協力団体、外国人支援団体等の活動紹介、世界の歌や踊りのパフォーマンス、各国文化の体験等を行う国際交流イベントを岐阜市で開催する。

(3) 国際協力機構（JICA）協力事業

JICA（独立行政法人国際協力機構）が県内の国際協力の窓口として配置している岐阜県デスクの設置・運営を支援する。

(4) 岐阜県国際交流団体協議会（GIA）協力事業

県内の国際関係団体で構成し、団体間の情報交換、相互の連携、協力の推進を図るために活動している岐阜県国際交流団体協議会の事務局の設置・運営を支援する。

(5) 海外からの来訪者等の招へい・受入

海外からの来訪者・研修生（JETプログラム参加者・県費留学生含む）等の招へい・受け入れに係る支援を行う。

3 県内留学生等支援事業

(1) 県費留学生及び県内JETプログラム参加者支援事業

本県で任用するJETプログラム参加者や県費留学生の来日後の生活に関する支援を行う。

(2) 留学生等ネットワーク事業の運営

県内在住の留学生、技能実習生及び岐阜県にゆかりがあり帰国後現地で活躍している方々を中心に、岐阜で得た経験や知識を現地で広めていただくとともに、帰国後の継続的な交流及び持続的なネットワークを推進する。

ボランティア・民間団体の活動促進

1 ボランティア支援事業【6,642千円】

(1) ボランティア登録制度の運営

県民参加による国際交流・多文化共生を推進するため、「語学(通訳・翻訳)」、「災害時語学」、「日本語支援」、「ホームステイ」の4分野におけるボランティアの募集・登録を行い、市町村や国際関係団体からの紹介依頼、当センターの各種事業への参加等による活動機会の提供を行う。

(2) 医療通訳ボランティアの登録、斡旋事業等

県、医療機関及び当センターの連携により、「岐阜県医療通訳ボランティア斡旋事業」を実施する。当事業は、業務内容を理解した上で申し込みをした医療機関からの医療通訳業務の依頼に対し、登録ボランティアの医療通訳業務の斡旋を行う事務局を運営する。

また、医療通訳ボランティア登録者の拡充を目指した試験の実施や、登録ボランティアのスキルアップと医療通訳に関心のある方の育成を図るための研修や、医療通訳の業務内容及び医療現場での対応方法などの情報をまとめた冊子を作成する。

(3) 災害時語学ボランティアの研修、訓練

大規模災害時に翻訳や通訳派遣調整などを行う岐阜県災害時多言語支援センターの設置・運営訓練を実施するとともに、災害時語学ボランティアの育成・確保を図るための研修を実施する。また、東海北陸地域国際化協会連絡協議会や全国の地域国際化協会との災害相互支援協定等に基づき、連携体制構築のための研修会や訓練に参加する。

2 国際交流・多文化共生推進助成事業【10,387千円】

県民主体の国際交流・国際協力及び多文化共生社会づくり事業を促進するため、県内の団体が実施する多文化共生や国際交流・国際協力事業に助成を行う。

- ・対象者：県内に活動拠点を有し、継続して国際交流・国際協力及び多文化共生推進活動を行う団体
- ・助成率：国際交流・国際協力事業 対象経費の1/2以内（補助限度額 30万円）

※以下の重点事業は、補助率を2/3以内、補助限度額を50万円とする。

①デジタル・トランスフォーメーション（DX）に係る事業

②岐阜県が友好促進する国及び地域との交流事業で効果が高いもの
多文化共生事業 対象経費の1/2以内（補助限度額 30万円）

※日本人と外国人が協働で行う事業は補助率2/3以内、補助限度額を50万円とする。

経営基盤の整備

1 収益改善に向けた事業展開

当センターの強みを活かした収益性の高い事業を県・市町村から受託する。

2 賛助会員の募集

当センターが実施する事業の開催時等の機会をとらえ、センター事業をPRするとともに、賛助会員の加入募集等を行う。

3 広告掲載の募集

当センターのホームページ及び情報誌「世界はひとつ」への広告掲載について、各種機会をとらえ、PRを行う。